

司法省の新しい貿易詐欺対策タスクフォースについて

トーマス・C・ヒル、ジェニファー・ケネディ・ジェリ、ジェフリー・J・イザント、ジュリアン・M・ビーチ、サハー・J・ハフィーズ、サマンサ・フランク

- 米国政府は最近、司法省が主導する省庁横断型の貿易詐欺対策タスクフォースの設立を発表しました。同タスクフォースには、司法省民事局と刑事局に加え、国土安全保障省傘下の税関・国境取締局が参加します。
- 本タスクフォースの目的は、関税やその他賦課金を回避を試みる者、米国経済に禁止品を流入させる密輸業者に対し、積極的に法的措置を講じることにあります。
- 司法省の発表は、政府が関税法に基づく民事上の金銭的制裁にとどまらず、虚偽請求、米国に対する詐欺共謀、電信詐欺、マネーロンダリングといった刑事法規に基づく追及にも踏み込む方針を示すものです。

2025 年 8 月、米国司法省(DOJ)は、「合衆国を欺こうとする輸入業者その他の関係者に対して強力な法的措置を講じる」ことを目的に、「省庁横断型」の[貿易詐欺対策タスクフォースを発足](#)させました。DOJ によれば、本タスクフォースは、省内の「既存調整機能を強化」し、民事局と刑事局に加え、国土安全保障省(DHS)の専門知識を活用することで、「関税その他の賦課金を逃れようとする者、米国経済に禁止品を持ち込もうとする密輸業者に対し、積極的に法的対応を行う」としています。

この発表は、ほぼすべての貿易相手国に対する報復関税を含む[関税措置の強化](#)や、通商拡大法第 232 条に基づく半導体、金属・鉱物、医薬品などの[重要資材の輸入に関する調査](#)を背景に行われました。従来、虚偽請求取締法(False Claims Act, FCA)等の法令が貿易関連措置に適用されたこともありましたが、今回のタスクフォースは、関税違反疑いへの対応により多くのリソースを投入し、法的・訴追権限を行使する米国政府の組織的な取り組みを体現するものです。対象となる行為には、虚偽の原産地申告、関税品目の誤分類、詐欺的な過少申告など、関税政策や政府の関税収入を損なう不正が含まれ、DOJ と米国税関・国境取締局(CBP)間の連携を促進することが期待されています。以下で詳述するように、この取り組みより、従来の CBP による民事制裁にとどまらず、FCA の告発に基づく訴追、電信詐欺、虚偽申告輸入、共謀罪などに基づく民事・刑事訴訟へと発展する可能性も指摘されています。

輸入業者にとっては、政策拡大と法執行強化が重なり、コンプライアンス環境は一層複雑化しています。今回の発表はタスクフォース運営の方向性を示す重要な情報ではあるものの、輸入業者や関連事業者は、通商法執行の全体像やタスクフォースの不明瞭な点を注視し、自社のリスクを評価し、これを軽減していくように管理することが不可欠です。本稿の末尾では、具体的な対応策を提言しています。その内容には、DOJ の関与や FCA 訴訟リスクの増大を踏まえた監査及びサプライチェーン・コンプライアンスの強化、自社及び競合他社の違反行為の可能性があった場合の社内外の報告体制整備、輸入コンプライアンスに影響を与えうる立法・司法・規制動向の継続的モニタリングが含まれます。

タスクフォースの運営方法

人員体制として、タスクフォースは DOJ 刑事局及び民事局の訴訟担当官で構成されます。刑事局からは、詐欺部門内に新設された「[市場・政府・消費者詐欺ユニット](#)」の検察官が参加予定です。民事局からは、FCA の執行を担当する商事訴訟部民事詐欺課、及び民事関税詐欺事件を所掌する国家裁判課が支援に加わります。また、タスクフォースの弁護士は、DHS 傘下の CBP 及び国土安全保障捜査局 (HSI) の捜査官と「緊密に連携する」とされています。

戦略的観点から、タスクフォース設置の背景には、「アメリカ第一貿易政策」に関する大統領覚書 (2025 年 1 月 20 日付) や、大統領令第 14243 号「情報隔壁の解消による浪費・不正・濫用の防止」(2025 年 3 月 20 日付) があると言えるでしょう。DOJ は、以下の手段を通じてこれらの政策を推進するとしています。(a) 改正 1930 年関税法 (以下「関税法」) に基づく関税及び罰金徴収措置、(b) FCA に基づく民事訴訟、(c) 合衆国法典第 18 編の貿易詐欺・共謀に関する規定に基づく刑事訴追、罰則適用、資産差押え。

CBP は、関税法第 592 条 (19 U.S.C. § 1592) に基づき民事制裁を執行しています。同法は、輸入業者に対し「合理的注意」に基づいた、輸入品の分類、評価、原産国及び適用される関税率について正確な申告を行う義務を課しています。第 1592 条(a)項は、「いかなる者も、詐欺、重大な過失又は過失により、重要な虚偽表示若しくは不記載を手段として、又はかかる違反を教唆して、米国における商取引にいかなる商品をも持ち込み、導入し、又は持ち込もうとすることはできない」と規定しています。第 1592 条違反が認められる場合、CBP は法律で定められた罰金を求める通知を発行可能です。罰金の額は、過失の場合は納付すべき関税額の最大2倍、詐欺の場合は当該商品の国内価格全額に達することがあります。ただし、輸入業者には罰則通知後に、関税規則 (19 C.F.R. Part 171) に基づき軽減申立てを行う機会が認められています。

今回の発表は、関税法違反に対する民事上の金銭的制裁に加え、DOJ が FCA (31 U.S.C. § 3729) など他の法的手段も積極的に活用する姿勢を改めて示すものです。FCA は、米国に対する詐欺を取り締まる政府の「[最強の手段](#)」と呼ばれてきました。以前は貿易詐欺の執行に FCA が用いられることは多くはありませんでしたが、最近になって第 9 巡回区控訴裁判所は、虚偽請求は詐欺的な支払請求のみならず、政府へ本来支払うべき関税の不正回避も含まれると判示しました。違反1件ごとに科される民事制裁金に加え、FCA により裁判所は三倍額損害賠償を命じることができるため、故意に違反した者は本来の関税額の3倍に相当する額を支払わなければならないリスクがあります。

最後に、貿易詐欺の調査は、合衆国法典第 18 編に定める複数の刑事犯罪に関連する可能性があります。該当条文には、第 287 条 (刑事上の虚偽請求)、第 371 条 (合衆国に対する詐欺共謀)、第 541 条 (商品の虚偽分類)、第 542 条 (虚偽申告輸入)、第 545 条 (密輸)、第 1001 条 (政府関係者への虚偽陳述)、第 1341 条 (郵便詐欺)、第 1343 条 (電信詐欺)、第 1349 条 (詐欺の未遂及び共謀)、第 1956 条 (マネーロンダリング)、及び第 1957 条 (洗浄資金を用いた取引) 等が含まれます。第 287 条及び第 371 条を除き、これらの罪は刑事・民事没収の対象となり、たとえ刑事上の有罪判決がなくとも、DOJ はより低い立証責任の民事訴訟を通じて、貿易詐欺による収益の没収や同額の没収金判決、マネーロンダリングの場合には洗浄資金が絡んだ取引に関連するあらゆる財産の没収を求めることが可能です。

関税・通商法執行の全体像

DOJ による貿易詐欺の訴追は決して新たな取り組みではありません。実際、民事局は 2025 年に複数の貿易関連訴訟を解決しており、貿易詐欺対策タスクフォースの構想自体も以前から存在していました。直近の例として、2024 年 3 月には、フォード・モーター・カンパニーがトルコから輸入した数十万台の貨物バンの品目分類を誤って過少申告し、1930 年関税法に違反した

とされる事案で、同タスクフォースが 3 億 6,500 万ドルの和解を支援したとして、DOJ がその活動を[高く評価](#)しました。

もっとも、2025 年に再編されたタスクフォースには極めて注目すべき点があります。第一に、刑事局と HSI が正式にタスクフォースに追加されました。検察官と刑事捜査官が関与することで、必ずしも執行措置に至らなくても貿易詐欺の調査件数は大幅に増加すると見込まれています。第二に、貿易詐欺の訴追がこれまでとは異なる優先度をもって進められることです。貿易詐欺事件が上層部やメディアの注目を集めやすいというメッセージとなり、捜査官や検察官が他の案件よりタスクフォース案件を優先する動機付けとなる可能性があります。第三に、告発者が信憑性のある貿易詐欺を政府に通報する際に、FCA の「*qui tam* キイタム」制度を活用して、合衆国に代わって非公開の訴状により提訴することを強く推奨するとしました。キイタム訴訟は長年、詐欺を通報する手段として存在していましたが、DOJ が貿易詐欺の訴状を精査し、必要に応じて行動を起こす用意があることを明示したのは新しい動きであり、通報者側をサポートする弁護士活動が活発化すれば、政府への申立件数が増加する可能性が高いと考えられます。

刑事局がタスクフォースに加わったこともまた重要な意味を持ちます。これまで関税法を含む税関分野における制裁は、民事上の金銭的制裁が中心でした。しかし、最近の政策変更により刑事訴追に発展するリスクが高まっています。

2025 年 5 月、刑事局は「企業内部告発者報奨金パイロット・プログラム」の対象となる犯罪範囲を[拡大](#)し、貿易、関税及び通関詐欺に関連する企業違反を含めることとしました。2025 年 9 月 16 日、刑事局の代理司法次官補であるマシュー・R・ガレオッティ氏は、過去 4 か月間に同局が受理した内部告発情報は 313 件にのぼり、そのうち 120 件が貿易詐欺関連として追加調査に値すると[発表](#)しました。

また同年 5 月、刑事局は企業執行方針 (Corporate Enforcement Policy、CEP) を[改訂](#)し、企業による自主的な不正開示を一層促進すると発表し、これには貿易詐欺も含まれるとしました。改訂 CEP の下では、罪を重くする事情がない限り、自主的に開示し、是正措置を実施し、かつ没収金と賠償金を全額支払った企業は、従来の起訴見送りの推定ではなく、[権利としての不起訴](#)が認められることになります。関税法自体が「事前開示」の仕組みを定めているため、輸入業者が潜在的な違反を自主的に開示すれば、重い制裁を回避することができるので、新たな CEP の方針は重要な意味を持ちます。したがって、CBP への事前開示を検討する輸入業者は、刑事局 CEP に基づく自主的開示をどう活用するかについても、専門弁護士に相談することが強く推奨されます。

未解決の課題

DOJ は新たなタスクフォースに関する概要を公表しましたが、依然として多くの不明点が残されています。具体的には、タスクフォースが DOJ 内のどこに設置されるのか、誰が日常業務を統括するのか、プレスリリース以外の活動報告が行われるのか、といった運営面の詳細は示されていません。また、専任の捜査官や弁護士といったリソースが割り当てられるかどうか不明ではありません。もっとも最近、ガレオッティ代理司法次官補は、刑事局が貿易詐欺の調査及び訴追に向けた DOJ の取り組みを「主導」としていくと強調し、特に、(1)「長期にわたる中国製品を含む数億ドル規模の関税回避事案」と(2)企業幹部が関与する貿易詐欺スキーム、の二点に「重点的に取り組む」姿勢を示しています。

一部の課題については、現在審議中の法案によって解消される可能性があります。例えば、議会下院の中国共産党特別委員会は、超党派による「[国際貿易犯罪から米国産業と労働者を保護する法案](#)」を再提出しました。同法案は、刑事局における貿易犯罪訴追のタスクフォースの設置を義務付け、2,000 万ドルを歳出して検察官や捜査官の雇用・訓練を支援する内容です。これにより、担当弁護士・捜査官・職員の構成にもよりますが、50~60 名規模の増員が

見込まれ、専任リソースが拡充されればされるほど、より多くの法執行活動が予想されます。また、議会は他の方法でも貿易詐欺の訴追に影響を与える可能性があります。例えば、中国特別委員会の委員長は、[ハワード・ラトニック商務長官宛てに書簡](#)を送り、中国製品に課される高額関税を回避する輸入業者の調査を要請しました。これは、立法府も誤分類や迂回輸送といった問題に関心を寄せていることを浮き彫りにしています。

連邦最高裁判所も今後の行方を左右する可能性があります。同裁判所は 2025 年 11 月 5 日に、連邦巡回区控訴裁判所が *V.O.S. Selections v. Trump* で下した判決に対する連邦政府の上告を審理する予定です。同判決で下級審は、大統領が国際緊急経済権限法 (IEEPA) に基づき相互関税やいわゆる「フェンタニル関税」を課す権限を否定しました。仮に最高裁がこの下級審判断を支持しても、鉄鋼・アルミニウム・銅・自動車に対する通商拡張法第 232 条関税、トランプ大統領第一期政権下で中国に課された 1974 年通商法第 301 条関税、関税法に基づくダンピング防止関税及び相殺関税などは維持されます。逆に、最高裁が政府に不利な判断を下した場合、政権は第 301 条と第 232 条の適用を一層強化し、対象となる国や製品の範囲を広げると考えられます。

要するに、関税問題や DOJ による貿易詐欺摘発強化の動きは当面収束することはありません。実際、刑事局は既に、「今年後半」に業界を対象とした公的摘発を実施する可能性を[示唆](#)しています。

取るべき対応

貿易詐欺対策タスクフォースの発表は、米国政府が関税回避に対して、これまで以上に民事・刑事の両面から取締りを積極的に進める姿勢を示すものです。企業は、自社の貿易コンプライアンス体制を再評価し、強化するための具体的な行動が求められます。

- **貿易コンプライアンス及びサプライチェーン・プログラムの監査**
企業は、自社の輸入実務、特に原産国判定、関税分類、申告価格の見直しを行い、法執行当局の調査対象となり得る不備やリスクを把握すべきです。また、米国法に基づく開示に必要な情報を評価・取得するため、サプライヤーと連携する必要もあります。
- **正確かつ完全な文書の整備**
輸入取引、品目分類、評価に関する意思決定（弁護士との協議を含む）、内部統制に関する明確で体系的な記録を保持することは、合理的注意義務の実践を示す証拠となり、監査や調査時の罰則リスクを大幅に低減することができます。
- **内部通報体制の強化**
DOJ は貿易詐欺の[内部告発](#)を奨励しているため、企業にとっては、当局に直接報告される前に問題を把握、対応できる信頼性の高い内部通報制度を整備することが極めて重要です。例えば、内部告発者はまず社内に不正を報告しない限り刑事局のプログラムの対象とはなりません。また、企業が自主開示の判断を適切に行うことができるよう、関税法や CEP の開示規定を社内報告の分析に組み込むことの重要性も示しています。
- **立法動向のモニタリング**
「国際貿易犯罪から米国産業と労働者を保護する法案」のような新たな立法は、DOJ の執行能力とリソースを拡大させ、調査や訴追活動の増加につながる可能性があります。

- **主要な司法判断と規制決定の追跡**

最高裁で係属中の *V.O.S. Selections v. Trump* 判決は、特定の関税の有効性に影響を与える可能性があります。仮に一つの権限が制限されても、第 301 条や第 232 条など他の権限強化につながる可能性があります。企業は、米国向け輸入に関連する裁判所の判決、税関のルーリング、連邦官報の公示、CBP による貨物メッセージサービス更新、統一関税率表の改訂などの情報について、弁護士と連携して継続的にフォローすべきです。

本稿の原文(英文)につきましては、[What the Trade Needs to Know \(and Do\) About the DOJ's New Trade Fraud Task Force](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

Thomas C. Hill

thomas.hill@pillsburylaw.com

Jennifer Kennedy Gellie

jennifer.gellie@pillsburylaw.com

Jeffrey J. Izant

jeffrey.izant@pillsburylaw.com

Julian M. Beach

julian.beach@pillsburylaw.com

Sahar J. Hafeez

sahar.hafeez@pillsburylaw.com

Samantha Franks

samantha.franks@pillsburylaw.com

奈良 房永（日本語版監修）

fusae.nara@pillsburylaw.com

東京オフィス連絡先

白井 勝己

katsumi.shirai@pillsburylaw.com

サイモン・バレット

simon.barrett@pillsburylaw.com

松下 オリビア（日本語対応可）

olivia.matsushita@pillsburylaw.com

ニューヨークオフィス連絡先

秋山 真也

shinya.akiyama@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

栗原 良子

rico.kurihara@pillsburylaw.com